

令和 8 年 4 月 28 日開会

令和 8 年 4 月 28 日閉会

令和 8 年

第 2 回臨時会会議録

小豆島町議会

令和 8 年 第 2 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 8 年第 2 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 4 月 2 3 日

小豆島町長 大 江 正 彦

記

1. 期 日 令和 8 年 4 月 2 8 日（火）

2. 場 所 小豆島町議会議場

3. 付議事件

（1）専決処分の承認について

（小豆島町税条例の一部を改正する条例）

（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

（2）新・小豆島町すくすく子育て基金条例を廃止する条例について

（3）GIGA スクール 2 期学習用タブレット整備事業に係る物品購入契約について

（4）小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）に係る工事請負契約について

（5）小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について

（6）小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について

（7）小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約について

（8）小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について

- (9) 内海地区統合小学校舗装工事に係る工事請負契約について
- (10) 副町長の選任につき同意を求めることについて
- (11) 教育委員の任命につき同意を求めることについて
- (12) 監査委員の選任につき同意を求めることについて

開 会 令和 8 年 4 月 2 8 日 (火曜日) 午前 9 時 4 0 分

閉 会 令和 8 年 4 月 2 8 日 (火曜日) 午後 1 時 3 6 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	4 月 2 8 日
1	羽 田 満	○
2	高 橋 宏 明	○
3	内 田 泰 斗	○
4	田 中 秀 典	○
5	中 島 崇 策	○
6	松 田 知 巳	○
7	高 尾 豊 弘	○
8	河 井 修	○
9	川 井 茂	○
1 0	三 木 卓	○
1 1	大 下 淳	○
1 2	谷 康 男	○
1 3	鍋 谷 真 由 美	○
1 4	安 井 信 之	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	大 江 正 彦	○
副 町 長	谷 本 静 香	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参事兼 総務課長	古 郷 勉	○
参事兼 企画財政課長	川宿田 光 憲	○
参事兼 建設課長	三 木 宜 紀	○
税 務 課 長	中 川 啓	○
住 民 生 活 課 長	森 稔	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○
オ リ ー プ 課 長	鎌 田 省 吾	○
農 林 水 産 課 長	岡 田 誉	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○
会 計 管 理 者	長 町 耕 作	○
介護保険施設事務長	出 水 安 則	○
こ だ も 教 育 課 長	小 野 努	○
生 涯 学 習 課 長	森 貞 二	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○
総務課課長補佐	弓 木 和 幸	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 平 野 明 子
書 記 森 上 有里子

議事日程

別 紙 の と お り

令和8年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

令和8年4月28日（火）午前9時40分開議

- | | | |
|-----|---|----------|
| 第1 | 仮議席の指定について | |
| 第2 | 選挙第1号 議長選挙について | （臨時議長提出） |
| 第3 | 会期の決定について | |
| 第4 | 選挙第2号 副議長選挙について | （議長提出） |
| 第5 | 決定第1号 議席の指定について | （議長提出） |
| 第6 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第7 | 決定第2号 常任委員会委員の選任について | （議長提出） |
| 第8 | 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について | （議長提出） |
| 第9 | 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について | （議長提出） |
| 第10 | 選挙第4号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について | （議長提出） |
| 第11 | 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について | （議長提出） |
| 第12 | 選挙第6号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について | （議長提出） |
| 第13 | 選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について | （議長提出） |
| 第14 | 選挙第8号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について | （議長提出） |
| 第15 | 議案第23号 専決処分の承認について
（小豆島町税条例の一部を改正する条例） | （町長提出） |
| 第16 | 議案第24号 専決処分の承認について
（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） | （町長提出） |
| 第17 | 議案第25号 新・小豆島町すくすく子育て基金条例を廃止する条例について | （町長提出） |
| 第18 | 議案第26号 GIGA スクール2期学習用タブレット整備事業に係る物品
購入契約について | （町長提出） |
- （裏面に続く）

- | | | | |
|------|------------------|---|---------------|
| 第 19 | 議案第 27 号 | 小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）に係る工事請負契約について | （町長提出） |
| 第 20 | 議案第 28 号 | 小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について | （町長提出） |
| 第 21 | 議案第 29 号 | 小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について | （町長提出） |
| 第 22 | 議案第 30 号 | 小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約について | （町長提出） |
| 第 23 | 議案第 31 号 | 小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について | （町長提出） |
| 第 24 | 議案第 32 号 | 内海地区統合小学校舗装工事に係る工事請負契約について | （町長提出） |
| 第 25 | 議案第 33 号 | 副町長の選任につき同意を求めることについて | （町長提出） |
| 第 26 | 議案第 34 号 | 教育委員の任命につき同意を求めることについて | （町長提出） |
| 第 27 | 議案第 35 号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて | （町長提出） |
| 第 28 | 議案第 36 号 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて | （町長提出） |
| 第 29 | 発議第 3 号 | 広報編集特別委員会の設置について | （議員提出） |
| 第 30 | 閉会中の継続調査の申し出について | | （各常任委員長提出） |
| 第 31 | 閉会中の継続調査の申し出について | | （議会運営委員長提出） |
| 第 32 | 閉会中の継続調査の申し出について | | （広報編集特別委員長提出） |

開会 午前9時30分

○議会事務局長（平野明子君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。また、広報編集のため、写真撮影をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

議会事務局長の平野でございます。

本日は、ご承知のとおり、一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、年長の議員は羽田満議員でございますので、ご紹介申し上げます。羽田満議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（羽田 満君） ただいまご紹介いただきました羽田満です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。議員各位のご協力によりまして、無事責任を果たしたいと思いますので、何とぞ格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで皆さんにお諮りします。

このたびの選挙において、お互いに当選の榮譽を担って議席を得たわけではありますが、執行部の方とは初対面の方もあろうかと思えます。

そこで、最初に議会出席者の自己紹介を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（羽田 満君） 異議がないようですので、ただいまから議席の順に従って、1番議員から自己紹介をお願いします。

○1番（高尾豊弘君） 1番高尾豊弘でございます。今回、町民の皆様の負託に応えられるよう、誠心誠意取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○2番（田中秀典君） 2番田中秀典です。このたび初めて町会議員となりました。全く知識も経験も不足しておりますので、これから皆様のご指導よろしくお願いいたします。精いっぱい努力してまいります。

○3番（松田知己君） 3番松田です。このたび町議にならせていただきました。5年ぶりにこの議場へ入らせていただけてます。風景が180度回転しまして非常に緊張しております。よろしくお願いいたします。

○4番（鍋谷真由美君） 西村の鍋谷真由美です。10期目の当選ということで、一番の古株となってしまいました。ゼロをのけて1期目のつもりで、初心に返って頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○５番（河井 修君） ５番河井修でございます。何とか２回目の当選を果たすことができました。これから４年間、またよろしくお願いします。

○６番（中島崇策君） 中島崇策です。初めて町議にならせていただいたわけですが、経験も何もございませんけど頑張っていけますので、よろしくお願いします。

○７番（安井信之君） 安井信之です。８期目という形で、鍋谷さんの次に古株というふうな形で、また頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○８番（大下 淳君） ８番大下でございます。向こう４年間、引き続きよろしくお願いします。

○９番（高橋宏明君） ９番高橋です。最若手となりました。若手なりの斬新な視点を忘れずに、初心を忘れずに頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○１０番（川井 茂君） 失礼します。草壁の川井です。今日ちょっと声がドスが利いてますけども。５年目に入ります。本当にこれまでも皆さん方にいろいろと教えていただきました。これからも執行部の皆さん方にはいろんなことをまた学ばせていただきたいと思いますので、どうぞご指導のほうよろしくお願いします。

○１１番（羽田 満君） 高いところですが、西村の羽田でございます。どうぞよろしくお願いします。

○１２番（谷 康男君） 坂手の谷でございます。５期目に入りました。どうぞよろしくお願いします。

○１３番（内田泰斗君） １３番内田泰斗です。初めてですが、皆様と協力しながら全力で取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○１４番（三木 卓君） 三木卓です。３期目となりました。前期に引き続きましてよろしくお願いします。

○臨時議長（羽田 満君） ありがとうございます。

それでは、次に理事者側の自己紹介を町長から順次お願いをします。

○町長（大江正彦君） おはようございます。町長の大江でございます。町民の負託をいただき、２期目を務めさせていただくことになりました。引き続き議会の皆様のご協力をお願い申し上げます。

○副町長（谷本静香君） 副町長の谷本でございます。神懸通でございます。どうぞよろしくお願いします。

○総務課長（古郷 勉君） 総務課長の古郷でございます。どうぞよろしくお願いします。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 企画財政課長の川宿田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○商工観光課長（相原隆幸君） 商工観光課長の相原です。よろしくお願いいたします。

○建設課長（三木宜紀君） 建設課長の三木です。よろしくお願いします。

○住まい政策課長（真砂智規君） 住まい政策課長の真砂です。よろしくお願いします。

○農林水産課長（岡田 誉君） 農林水産課長の岡田です。よろしくお願いいたします。

○オリーブ課長（鎌田省吾君） オリーブ課長の鎌田です。よろしくお願いいたします。

○教育長（坂東民哉君） 教育長の坂東でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○こども教育課長（小野 努君） こども教育課長の小野です。どうぞよろしくお願い致します。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 健康づくり福祉課長の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（森 貞二君） 生涯学習課長の森と申します。よろしくお願いします。

○教育施設課長（守山和利君） 教育施設課長の守山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 高齢者福祉課長の古郷と申します。よろしくお願いいたします。

○税務課長（中川 啓君） 税務課長の中川です。よろしくお願いします。

○住民生活課長（森 稔君） 住民生活課長の森です。よろしくお願いいたします。

○介護保険施設事務長（出水安則君） 介護保険施設事務長の出水と申します。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（長町耕作君） 会計管理者の長町と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課課長補佐（弓木和幸君） 総務課課長補佐の弓木と申します。よろしくお願いします。

○臨時議長（羽田 満君） 失礼しました。

○主査（森上有里子君） 議会事務局主査の森上です。よろしくお願いします。

○議会事務局長（平野明子君） 最後になりますが、議会事務局長の平野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（羽田 満君） ありがとうございます。これで各議員及び理事者側の自己

紹介を終わります。

開会に先立ちまして、町長から今期議会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） 本日、小豆島町議会議員選挙後の初議会となります令和8年第2回小豆島町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、本日めでたく初議会を迎えられました議員の皆様方に、まづもって心からお祝いを申し上げます。

私も、さきの町長選挙において、多くの町民の皆様の信任を得ることができ、引き続き町長の職を承ることとなりました。町民の皆様の負託と期待に応え、議員の皆様方と共に小豆島町の発展のために全力を尽くしてまいる所存でございますので、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会では、専決処分の承認2件、条例案件1件、契約案件7件、人事案件4件をご提案させていただくこととしております。議案の内容につきましては後ほど説明させていただきますが、十分ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、初議会開催に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（羽田 満君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の令和8年第2回小豆島町議会臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前9時40分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。町長からの専決処分の報告2件はお手元のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（羽田 満君） 日程第1、仮議席の指定についてであります。この際、議事の進行上、仮議席はただいまご着席の議席を指定します。

~~~~~

日程第2 選挙第1号 議長選挙について

○臨時議長（羽田 満君） 次、日程第2、選挙第1号議長選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 諸般の報告及び議会関係審議案件集の7ページをお願いします。

選挙第1号議長選挙について。

議長の選挙を行う。令和8年4月28日提出。小豆島町議会臨時議長羽田満となります。

○臨時議長（羽田 満君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（羽田 満君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（羽田 満君） ただいまの出席議員は14名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に三木卓議員、河井修議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（羽田 満君） 異議なしと認めます。よって、立会人に三木卓議員、河井修議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付をお願いします。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きくださいますよう、特にご注意申し上げます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（羽田 満君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（羽田 満君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（羽田 満君） 投票箱の改め、異状なしと認めます。

それでは、自席で投票用紙にご記入ください。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔局長点呼、投票〕

○臨時議長（羽田 満君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（羽田 満君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

三木卓議員、河井修議員、立会いをお願いいたします。演壇のところにおいて願います。

開票につきましては、先に有効、無効を判断し、次に有効の内訳を判断していただきます。

〔開 票〕

○臨時議長（羽田 満君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

これは出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票は14票。

無効投票は0票。

有効投票のうち

安井信之議員 7票

羽田満議員 6票

鍋谷真由美議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3.5票です。したがって、安井信之議員が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（羽田 満君） ただいま議長に当選されました安井信之議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

これをもちまして臨時議長の職務は全て終わりました。

ご協力ありがとうございました。

議長を交代いたします。

安井信之議長、議長席へお着きください。

〔議長交代〕

○議長（安井信之君） 先ほど、議長選挙におきまして選任いただき、大変光栄に思います。それとともに、その使命と職責の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

小豆島町は合併20周年を迎えました。また、大江町長も2期目になり、次のステップへ歩みを進められています。人口減少、高齢化をはじめとする多くの課題が山積する中で、議長として微力ながら誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、執行部の皆様方、議員各位におかれましては、格段の協力とご支援をお願い申し上げまして、就任の挨拶と代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、追加議事日程をお配りする間、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時58分

再開 午前10時00分

○議長（安井信之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定について

○議長（安井信之君） 初めに、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期臨時会は、本日1日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、今期臨時会は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 選挙第2号 副議長選挙について

○議長（安井信之君） 次、日程第4、選挙第2号副議長選挙を行います。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 選挙第2号副議長選挙について。

副議長選挙を行う。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） お諮りします。

選挙の方法は、投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（安井信之君） ただいまの出席議員は14名です。

お諮りします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に三木卓議員、河井修議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、立会人に三木卓議員、河井修議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

なお、同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きくださいますようお願い申し上げます。

〔投票用紙配付〕

○議長（安井信之君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（安井信之君） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。

事務局長の点呼に応じて、順次投票願います。

〔局長点呼、投票〕

○議長（安井信之君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

三木卓議員、河井修議員、立会いをお願いします。演壇のところまでおいでください。

〔開 票〕

○議長（安井信之君） 投票総数 14票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票は14票。

無効投票は0です。

有効投票のうち

高尾豊弘議員 6票

羽田満議員 7票

鍋谷真由美議員 1票

以上のとおりであります。

有効投票総数割る4、法定得票数は3.5票です。したがって、羽田満議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（安井信之君） ただいま副議長に当選されました羽田満議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました羽田満議員に就任のご挨拶をお願いします。演壇のほうへお越しください。

○副議長（羽田 満君） 副議長に選任されました羽田でございます。

いろいろありますけれども、全力で頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安井信之君） ありがとうございます。

~~~~~

日程第5 決定第1号 議席の指定について

○議長（安井信之君） 次、日程第5、決定第1号議席の指定についてを議題といたします。事務局長。



○議会事務局長（平野明子君） 決定第1号議席の指定について。

議席を次のとおり指定する。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） 議席の指定は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が定めることになっております。

お諮りします。

前回の場合には、14番を議長に、1番を副議長に指定し、2番から13番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順に指定しておりましたが、これと同様に1番から14番の議席を指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議席は14番を議長に、1番を副議長に、2番から13番までは議員歴の若い順とし、議員歴が同じ場合には年齢の若い順と指定することに決定いたしました。

それでは、事務局長に議席を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） それでは、議席順にお名前をお呼びします。

1番羽田満副議長、2番高橋宏明議員、3番内田泰斗議員、4番田中秀典議員、5番中島崇策議員、6番松田知巳議員、7番高尾豊弘議員、8番河井修議員、9番川井茂議員、10番三木卓議員、11番大下淳議員、12番谷康男議員、13番鍋谷真由美議員、14番安井信之議長。以上となります。

○議長（安井信之君） ただいま事務局長が朗読したとおりの議席へ各自お替わりください。

暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時29分

○議長（安井信之君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議席はただいまご着席のとおり決定いたしました。

~~~~~

日程第6 会議録署名議員の指名について

○議長（安井信之君） 次、日程第6、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、1番羽田満副議長、2番高橋宏明議員を指名しますので、よろしくお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第7 決定第2号 常任委員会委員の選任について

○議長（安井信之君） 次、日程第7、決定第2号常任委員会委員の選任についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 決定第2号常任委員会委員の選任について。

常任委員会委員を次のとおり選任する。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） お諮りします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。ただいまから休憩を取り、その間に話し合いにより常任委員会の案をつくっていただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。開催場所は大会議室でお願いいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時37分

○議長（安井信之君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、協議の結果、各常任委員会委員の案が決まりましたので、事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（平野明子君） それでは、各常任委員会の委員の氏名を申し上げます。

総務建設常任委員会は、高橋宏明議員、田中秀典議員、高尾豊弘議員、川井茂議員、羽田満議員、大下淳議員、谷康男議員です。以上の7人の方でございます。

教育民生常任委員会は、内田泰斗議員、中島崇策議員、松田知巳議員、河井修議員、三木卓議員、安井信之議員、鍋谷真由美議員です。以上の7人の方でございます。これで各常任委員会の氏名の朗読を終わります。

○議長（安井信之君） お諮りします。

各常任委員会の選任については、ただいま事務局長が朗読したとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員はただいま事務局長が

朗読したとおり、選任することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会の委員が任命されましたが、正副常任委員長は小豆島町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会によって互選することになっております。

休憩中に各常任委員会を開催していただき、正副常任委員長の互選をお願いいたしたいと思います。各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いします。

なお、次の日程に議会運営委員の選任についてを予定しておりますが、この委員の選出についても各常任委員会で併せてご検討をお願いします。議会運営委員については、定数6名で、慣例により各常任委員会からそれぞれ3名となっておりますので、各常任委員会はそれぞれの3人の委員を選出いただきたいと思います。なお、議会運営委員会には、正副議長は出席し、発言できるように、法令、また慣例でなっておりますので、申し添えておきます。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時52分

○議長（安井信之君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、正副常任委員長がそれぞれ互選されましたので、事務局から報告させます。

○議会事務局長（平野明子君） それでは、ご報告します。

総務建設常任委員会は、委員長に高尾豊弘議員、副委員長に大下淳議員、教育民生常任委員会は、委員長に河井修議員、副委員長に松田知巳議員、以上のとおり互選されましたことをご報告申し上げます。

~~~~~

日程第8 決定第3号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（安井信之君） 次、日程第8、決定第3号議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 決定第3号議会運営委員会委員の選任について。

議会運営委員会委員を次のとおり選任する。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） お諮りします。

議会運営委員の選任は、さきの常任委員の選任同様、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますが、先ほど休憩中に既に各常任委員会で選出していただいておりますので、各常任委員長から委員の氏名を報告していただき、これを会議に諮って決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。

それでは、各常任委員長から委員の氏名を報告していただきます。総務建設常任委員会委員長。

○総務建設常任委員長（高尾豊弘君） 総務建設常任委員会からは、谷委員、大下委員、高尾委員の3人です。以上です。

○議長（安井信之君） 教育民生常任委員会委員長。

○教育民生常任委員長（河井 修君） 教育民生常任委員会からは、松田知巳委員、鍋谷真由美委員と私河井修委員で、3人です。

○議長（安井信之君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、ただいま各常任委員長から報告があった6名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員はただいま各常任委員長から報告のあった6人を選任することに決定いたしました。

度々休憩を取って申し訳ありませんが、暫時休憩いたします。休憩中に、ただいま決まりました議会運営委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時01分

○議長（安井信之君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告させます。

○議会事務局長（平野明子君） それでは、ご報告します。

議会運営委員会の委員長に谷康男議員、副委員長に大下淳議員、以上のように決定しましたことをご報告申し上げます。

○議長（安井信之君） お諮りします。

次の日程第9、選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてから日程第14、選挙第8号選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてでございますが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続いて、お諮りします。

指名推選の方法につきましては、全員協議会で適任者を選考していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、全員協議会で適任者を選考していただくことに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。全員協議会は大会議室で行います。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時17分

○議長（安井信之君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第9 選挙第3号 小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（安井信之君） 日程第9、選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 選挙第3号小豆地区広域行政事務組合議会議員の選挙について。

小豆地区広域行政事務組合同規約第5条第1項の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） 本案につきましては、去る4月13日、小豆地区広域行政事務組合から同組合同規則第5条第1項の規定により、組合議員6人の選出依頼があったものです。したがって、これにより小豆地区広域行政事務組合議会議員の6人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

小豆地区広域行政事務組合議会議員に安井信之議員、羽田満議員、高尾豊弘議員、谷康男議員、河井修議員、大下淳議員、以上の6名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員、羽田満議員、高尾豊弘議員、河井修議員、谷康男議員、大下淳議員、以上の6人を小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が小豆地区広域行政事務組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま小豆地区広域行政事務組合議会議員に当選されました安井信之議員、羽田満議員、高尾豊弘議員、河井修議員、谷康男議員、大下淳議員の6名が議場でおりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10 選挙第4号 伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について

○議長（安井信之君） 次、日程第10、選挙第4号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 選挙第4号伝法川防災溜池事業組合議会議員の選挙について。

伝法川防災溜池事業組合規約第5条第2項第1号の規定に基づき、組合議会議員の選挙を行う。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） 本案につきましては、去る4月4日、伝法川防災溜池事業組合から同組合規約第5条第2項第1号の規定により、組合議員2人の選出依頼があったものです。したがって、これにより伝法川防災溜池事業組合議会議員2人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

伝法川防災溜池事業組合議会議員に高尾豊弘議員、河井修議員、以上の2人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました高尾豊弘議員、河井修議員、以上の2人を伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2人が伝法川防災溜池事業組合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま伝法川防災溜池事業組合議会議員に当選されました高尾豊弘議員、河井修議員の2人が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第11 選挙第5号 香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（安井信之君） 次、日程第11、選挙第5号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 選挙第5号香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

香川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定に基づき、広域連合議会議員選挙を行う。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） 本案につきましては、去る4月7日、香川県後期高齢者医療広域連合から同連合規約第8条の規定により、組合議員1人の選出依頼があったものです。したがって、これにより香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の1人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に河井修議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました河井修議員を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました河井修議員が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました河井修議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第12 選挙第6号 小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について

○議長（安井信之君） 次、日程第12、選挙第6号小豆島中央病院企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 選挙第6号小豆島中央病院企業団議会議員の選挙について。

小豆島中央病院企業団規約第6条の規定に基づき、企業団議会議員の選挙を行う。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） 本案につきましては、去る4月14日、小豆島中央病院企業団から同企業団規約第6条の規定により、組合議員6人の選出依頼があったものです。したがって、これにより小豆島中央病院企業団議会議員6人の選挙を行います。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

小豆島中央病院企業団議会議員に安井信之議員、羽田満議員、大下淳議員、谷康男議員、高尾豊弘議員、河井修議員、以上の6人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました安井信之議員、羽田満議員、谷康男議員、高尾豊弘議員、河井修議員、大下淳議員を小豆島中央病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6人が小豆島中央病院企業団議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま小豆島中央病院企業団議会議員に当選されました安井信之議員、羽田満議員、谷康男議員、高尾豊弘議員、河井修議員、大下淳議員の6人が議場でおりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

~~~~~

日程第13 選挙第7号 香川県広域水道企業団議会議員の選挙について

○議長（安井信之君） 次、日程第13、選挙第7号香川県広域水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 選挙第7号香川県広域水道企業団議会議員の選挙について。

香川県広域水道企業団規約第5条の規定に基づき、企業団議会議員の選挙を行う。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） 本案につきましては、去る2月17日、香川県広域水道企業団から同企業団規約第5条の規定により、組合議員1人の選出依頼があったものです。したがって、これにより香川県広域水道企業団議会議員1人の選挙を行います。



さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

香川県広域水道企業団議会議員に高尾豊弘議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました高尾豊弘議員を香川県広域水道企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました高尾豊弘議員が香川県広域水道企業団議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま香川県広域水道企業団議会議員に当選されました高尾豊弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知します。

~~~~~

日程第14 選挙第8号 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（安井信之君） 次、日程第14、選挙第8号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） 選挙第8号選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之となります。

○議長（安井信之君） 本案につきましては、去る4月15日、小豆島町選挙管理委員会委員長から選挙執行事由発生に関する通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙権を有する者の中から選挙しなければならないことになっております。

さきの全員協議会において、指名推選すべき者を決定しております。

先に選挙管理委員についてを指名いたします。

選挙管理委員に三好規弘氏、藤本一弥氏、中山知子氏、真砂誠氏、以上4人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4人の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三好規

弘氏、藤本一弥氏、中山知子氏、真砂誠氏、以上4人の方が選挙管理委員に当選いたしました。

続いて、補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員に、順位1、山本真也氏、順位2、田村暁子氏、順位3、浜田茂氏、順位4、中本佳代子氏、以上4人を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4人の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました順位1、山本真也氏、順位2、田村暁子氏、順位3、浜田茂氏、順位4、中本佳代子氏が選挙管理委員補充員に当選されました。

~~~~~

日程第15 議案第23号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例）

○議長（安井信之君） 次、日程第15、議案第23号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第23号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年4月1日から施行されることに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会の承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（安井信之君） 税務課長。

○税務課長（中川 啓君） 議案第23号専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布、令和8年4月1日に施行されることとなり、本町の税条例についてもその一部を改正する必要が生じたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につしまし

て、新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、主要な改正部分のみをご説明させていただきますので、ご了承ください。

議案集 3 ページの第18条の 3 につきましては、令和 7 年度末に軽自動車税環境性能割が廃止になったことに伴い、軽自動車税が種別割のみとなり、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするための例規改正となります。なお、同様の理由による改正箇所が本条例中に多数存在するため、都度の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案集 5 ページの第34条の 7、後ほどの19ページの附則第 7 条の 4、第 9 条の 2 につきましては、関係法令改正及び制定による寄付金控除額内訳変更に対応するための法改正に伴う改正となります。

議案集 5 ページ下段から 7 ページの第36条の 2、第36条の 3 の 2、第36条の 3 の 3 につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書における提出義務範囲追加に伴う法改正に対応するための改正となります。

ページを少し飛びまして、議案集10ページの第63条につきまして、令和 9 年度以降の固定資産税課税に係る免税点に関する改正でございます。家屋に係る免税点について、現行 20 万円未満であるものを30万円未満へ引き上げ、償却資産に係る免税点を現行150万円未満であるものを180万円未満へ引き上げるための法改正に対応するための改正となります。

ページがまた飛びまして、議案集18ページ、附則第 7 条の 3 につきましては、住宅借入金等特別税額控除における法附則一部削除に伴う改正及び控除適用期限を延長するための法改正に対応するための改正となります。

続きまして、議案集21ページの附則第10条の 2 は、固定資産税における課税標準の特例に関する規定の改正、次のページの附則第10条の 3 は、新築住宅軽減措置の適用要件である床面積要件の緩和、適用期限の延長に関する法改正に対応するための改正となります。

ページを飛びまして、議案集35ページの下段、附則第19条の 3 につきましては、現行では暗号資産取引で生じた利益に伴う課税区分を変更するための、法改正に対応するための改正となります。

附則として、施行期日及び改正前後の条文適用の明確性を確保するための規定として、経過措置を記載しております。以上、簡単でございますが、小豆島町税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第23号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第16 議案第24号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（安井信之君） 次、日程第16、議案第24号専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第24号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和8年4月1日から施行されることに伴い、小豆島町国民健康保険税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項により議会の承認をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（安井信之君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（中島有紀君） 議案第24号小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の44ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、令和8年度の税制改正に伴い、国民健康保険税条例につきましても一部改正が必要となったことから、専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、45ページの新旧対照表によりご説明いたします。なお、説明につきましては、令和8年度から創設されました子ども・子育て支援納付金など、主要な部分

のみとさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

初めに、第2条につきましては、国民健康保険税の課税額に関する規定で、次の46ページ中段の第1項第4号で、課税区分に子ども・子育て支援納付金を追加するものでございます。

次の第2項では、基礎課税額の賦課限度額を66万円から67万円に引き上げるものでございます。

次に、下段の第5項は、子ども・子育て支援納付金に係る算定対象者や課税方式のほか賦課限度額につきまして、3万円と規定しております。これによりまして、先ほどご説明しました基礎課税額の引上げと合わせ、国保税全体の賦課限度額は109万円から113万円になります。

次に、48ページ中段の第9条の4から第9条の7までは、子ども・子育て支援納付金の課税方式別に課税額を定めております。

この中で、第9条の6、18歳以上被保険者均等割額につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、18歳未満被保険者を対象とした被保険者均等割軽減について、その軽減した額を18歳以上被保険者に対し付加するものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

49ページ、第23条は、国保税の減額に関する規定でございます。

第1項から53ページの第3項までは、子ども・子育て支援納付金について、他の納付金と同様に、低所得者や未就学児、妊産婦に対して課税額を軽減する規定をそれぞれ追加しております。

また、54ページ中段の第4項では、18歳未満被保険者に対する子ども・子育て支援納付金の被保険者均等割額について、その全額を軽減する規定を設けております。

恐れ入ります、50ページにお戻りください。

50ページ下段の第1項第2号は、世帯の所得状況により課税額の5割を軽減する規定となっておりますが、51ページのとおり、軽減基礎額に被保険者1人につき加算する額を30万5千円から31万円に、また次の第3号では、課税額の2割を軽減する世帯について、加算額を56万円から57万円に引き上げるものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。

54ページ下段の第23条の2は減免に関する規定で、申請書の提出を不要とする場合の規定を追加するものでございます。以降につきましては、今回の改正に伴う条文の整備によるものでございます。

最後に、61ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日を令和8年4月1日とし、適用区分として、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は令和8年度以降の国保税について適用し、令和7年度分までの国保税はなお従前の例によるものがございます。以上で小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第17 議案第25号 新・小豆島町すくすく子育て基金条例を廃止する条例について

○議長（安井信之君） 次、日程第17、議案第25号新・小豆島町すくすく子育て基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第25号新・小豆島町すくすく子育て基金条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、第3期かがわ健やか子ども基金事業が令和7年度末をもって終了したことに伴い、本条例を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安井信之君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第25号新・小豆島町すくすく子育て基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

上程議案集の69ページをお願いいたします。

令和5年度から令和7年度までの3か年事業として実施してまいりました第3期かがわ健やか子ども基金事業が令和7年度末をもって終了したことに伴い、同基金を積み立てるための本条例を廃止するものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。三木議員。

○10番（三木 卓君） すいません。1点、まず確認で、決算書で言うと新・すくすく子育て基金で合ってますか、この今回の条例のものに関しては。合ってますか。はい。でしたら、令和7年度末の残が776万円あって、これが現在幾らになってて、この金額は今後どうなるか、お願いします。

○議長（安井信之君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 令和6年度末で776万5,400円残がありましたけれども、令和7年度に遊具の塗装とかパソコンの購入、それと園バスの購入、それと苗羽幼稚園の砂場の修繕等で全額使い切っております。

○議長（安井信之君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第25号新・小豆島町すくすく子育て基金条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第26号 G I G Aスクール2期学習用タブレット整備事業に係る
物品購入契約について

○議長（安井信之君） 次、日程第18、議案第26号G I G Aスクール2期学習用タブレット整備事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めま

す。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第26号G I G Aスクール2期学習用タブレット整備事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、町内小・中学校の児童・生徒の情報活用能力の育成とともに、I C T機器を効率的に活用できる教育環境を提供するため、G I G Aスクール2期学習用タブレット整備事業に係る物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安井信之君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第26号G I G Aスクール2期学習用タブレット整備事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集の70ページをお願いいたします。

町内の小学校及び中学校の学習用タブレットを更新するに当たり、予定価格が700万円以上の物品購入契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、G I G Aスクール2期学習用タブレット整備事業に係る物品購入で、契約の方法は、プロポーザル方式による随意契約でございます。契約の金額は、4,556万6,873円で、1台当たり5万5,099円でございます。内訳は、小学校が537台、2,958万8,163円で、中学校が290台の1,597万8,710円でございます。契約の相手方は、広島県広島市中区袋町4-25、株式会社大塚商会広島支店、支店長真子健でございます。

続きまして、72ページの概要書をご覧ください。

2の納入場所は、町内の4小学校と小豆島中学校でございます。

応募業者は、6に記載しておりますとおり、株式会社大塚商会広島支店の1者でございました。

7の主な仕様につきましては、クロームブック端末本体、タッチペン、端末を管理、制御するためのグーグルギガライセンスで、初期設定の上、各学校に納品することとしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号G I G Aスクール2期学習用タブレット整備事業に係る物品購入契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第27号 小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）に係る工事請負契約について

日程第20 議案第28号 小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について

日程第21 議案第29号 小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（電気設備工事）に係る工事請負契約について

○議長（安井信之君） 次、日程第19、議案第27号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）に係る工事請負契約についてから日程第21、議案第29号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（電気設備工事）に係る工事請負契約については関連する案件でありますので、併せて提案の理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第27号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第28号及び議案第29号も同様に、機械設備工事、電気設備工事に係る工事請負契約について、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安井信之君） 日程第19、議案第27号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 議案第27号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事

(建築工事)に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集73ページをお願いします。

小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）を実施するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は3億1,570万円、請負率は93.02%でした。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町坂手甲321番地1、有限会社壺井工務店、代表取締役壺井隆夫でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和8年12月28日まで。

5、工事概要、体育館の構造は鉄筋コンクリート造2階建て、一部鉄骨造です。建築面積は1,716.93平方メートル、延べ面積が1,516.72平方メートル。改修内容は内装の床、壁、天井、建具、どんちょう、暗幕等。外装は外壁、屋根、雨どい等。体育施設はバスケットゴール、コートライン等でございます。

6、指名業者は下記の4者です。

また、上程議案集の75ページから80ページに、参考資料といたしまして配置図、立面図、平面図を添付しております。以上で議案第27号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（建築工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決され

ました。

次、日程第20、議案第28号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 議案第28号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集81ページをお願いします。

1、契約の目的は、小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（機械設備工事）。  
2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は1億1,822万8千円、請負率は97.99%でした。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町池田3464番地1、株式会社香川設備、代表取締役緋田和孝でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和8年12月28日まで。

5、工事概要は、体育館の給排水、衛生、空調、換気、消防設備等の機械設備工事一式でございます。

6、指名業者は下記の8者です。以上で議案第28号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（機械設備工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第21、議案第29号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（電気設備工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 議案第29号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（電気設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集83ページをお願いします。

1、契約の目的は、小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（電気設備工事）。  
2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は6,399万8千円、請負率は97.43%でした。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町安田甲144番地141、有限会社長谷川電工、代表取締役長谷川恭之でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和8年12月28日まで。

5、工事概要は、体育館の照明、コンセント、放送設備、構内通信ネットワーク設備等の電気設備工事一式でございます。

6、指名業者は下記の3者です。以上で議案第29号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号小豆島町内海地区統合小学校体育館改修工事（電気設備工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は1時ということでお願いします。

休憩 午後0時06分

再開 午後0時57分

○議長（安井信之君） 少し早いですけど、皆さんおそろいなので、始めたいと思います。

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第22 議案第30号 小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約について

日程第23 議案第31号 小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約について

○議長（安井信之君） 次、日程第22、議案第30号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約について及び日程第23、議案第31号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についてまでは関連する案件でありますので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第30号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第31号も同様に、機械設備工事に係る工事請負契約について、同法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（安井信之君） 日程第22、議案第30号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 議案第30号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集85ページをお願いします。

小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）を実施するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は2億7,005万円です。請負率は99.39%でした。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町池田2387番地1、有限会社真砂建設、代表取締役真砂伸康でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和8年12月28日まで。

5、工事概要、プールは大プールと小プール。プール棟は鉄筋コンクリート造平家建て、一部鉄骨造で、プール棟1は更衣室とトイレ、プール棟2は機械室と倉庫でございます。そのほかに、日よけ、シャワーユニット、外構一式でございます。

6、指名業者は下記の4者です。

また、上程議案集87ページから89ページに、参考資料として配置図、平面図、立面図を添付しております。以上で議案第30号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（建築工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第23、議案第31号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 議案第31号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約についてご説明いたします。

上程議案集90ページをお願いします。

1、契約の目的は、小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（機械設備工事）。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は5,452万7千円です。請負率は96.94%でした。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町馬木甲852番地1、田中電気工事株式会社、代表取締役田中真一郎でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和8年12月28日まで。

5、工事概要は、プール建設工事に伴う機械設備工事一式でございます。

6、指名業者は下記の8者です。以上で議案第31号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号小豆島町内海地区統合小学校プール建設工事（機械設備工事）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第32号 内海地区統合小学校舗装工事に係る工事請負契約について

○議長（安井信之君） 次、日程第24、議案第32号内海地区統合小学校舗装工事に係る工事請負契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第32号内海地区統合小学校舗装工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、内海地区統合小学校舗装工事に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安井信之君） 教育施設課長。

○教育施設課長（守山和利君） 議案第32号内海地区統合小学校舗装工事に係る工事請負

契約についてご説明いたします。

上程議案集92ページをお願いします。

内海地区統合小学校舗装工事を実施するに当たり、予定価格が5千万円以上の工事請負契約を締結することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

1、契約の目的は、内海地区統合小学校舗装工事。2、契約の方法は、指名競争入札による契約。3、契約の金額は1億3,310万円、請負率は96.27%でした。4、契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地210、香川舗道株式会社、代表取締役片山佑介でございます。

次のページをご覧ください。

概要書です。1から3につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

4、工期は、町の指定する日から令和9年2月26日まで。

5、工事概要は、舗装工、縁石工、グラウンド舗装工でございます。

次のページの平面図をご覧ください。

正門側が南側になります。グレーで着色している進入道路や体育館周りの駐車場の箇所がアスファルト舗装でございます。それと舗道、校舎周りの茶色の箇所が、遮熱カラーアスファルト舗装でございます。黄色の箇所がグラウンドの真砂土舗装でございます。

1ページ、戻っていただきまして、93ページの6、指名業者については下記の5者でございます。以上で議案第32号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号内海地区統合小学校舗装工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 2 5 議案第 3 3 号 副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（安井信之君） 次、日程第25、議案第33号副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。谷本静香副町長の退場を求めます。

〔副町長 谷本静香君 退場〕

○議長（安井信之君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第33号副町長の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

副町長谷本静香は、令和8年5月31日をもって任期満了となりますが、これまでの行政手腕、築き上げてきた住民や職員との信頼関係は副町長として適任であると考えますので、引き続き谷本静香を副町長に選任したいと考えております。つきましては、地方自治法第162条の規定に基づく選任に当たり、ぜひご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号副町長の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

谷本静香副町長の入場を求めます。

〔副町長 谷本静香君 入場〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 2 6 議案第 3 4 号 教育委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（安井信之君） 次、日程第26、議案第34号教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第34号教育委員の任命につき同意を求めることについて提案

理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、大山修氏は令和8年6月15日をもって任期満了となりますが、同氏の識見と教育に対する情熱、高潔な人格からも教育委員として適任者であり、引き続き教育委員に任命したいと考えております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づく任命に当たり、議会の皆様の同意を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（安井信之君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 議案第34号教育委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

上程議案集の97ページをお願いいたします。

現在の教育委員会委員大山修氏が令和8年6月15日をもって任期満了となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第2項の規定に基づき、引き続き大山氏を任命したいので、同法第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

大山氏は、住所、小豆島町西村甲1474番地1、生年月日は昭和38年4月14日、現在63歳でございます。

次のページをお開きください。

大山氏の略歴につきましては記載のとおりでございます。令和6年3月に小豆島中学校校長を退職後、令和6年7月から教育委員を務められております。

任期は、令和8年6月16日から令和12年6月15日までの4年間となります。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第27 議案第35号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（安井信之君） 次、日程第27、議案第35号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第35号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第195条及び第196条に基づき、識見を有する者のうちから選任する監査委員について議員の皆様にご同意をお願いするものでございます。

選任にご同意をいただきたいのは、山本賢悟氏でございます。

山本氏は、昭和52年4月に株式会社香川銀行に入社され、平成26年12月に定年退職されるまで、長年にわたり金融機関でご活躍をされました。また、現在一般財団法人小豆島ふるさと村及び小豆島オリーブ公園の監事を務められるなど、その経歴からも、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する方であると考えますので、今回監査委員に選任したいと存じます。ぜひ、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第28 議案第36号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（安井信之君） 次、日程第28、議案第36号監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。11番大下淳議員の退場を求めます。

〔11番 大下 淳君 退場〕

○議長（安井信之君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第36号監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、議員のうちから選任すべき監査委員についてご同意をお願いするものでございます。

選任にご同意をいただきたいのは、大下淳議員でございます。

大下議員は、平成30年4月に初当選されて以来、町議会議員として町政の発展にご尽力をいただき、このたび町議会議員に再選され、議員3期目をお迎えになります。これまでの議員経験から財務管理、行政運営に関し、優れた識見を有する方であると考えますので、今回監査委員に選任しようとするものであります。ぜひ、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

この際、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第36号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決定いたしました。

大下淳議員の入場を求めます。

〔11番 大下 淳君 入場〕

~~~~~

日程第29 発議第3号 広報編集特別委員会の設置について

○議長（安井信之君） 次、日程第29、発議第3号広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 発議第3号広報編集特別委員会の設置について、上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和8年4月28日提出。小豆島町議会議長安井信之殿。提出者、小豆島町議会議員鍋谷真由美。賛成者、同河井修。

提案理由。議会への関心と信頼性を高めるとともに、議会活動を広く住民に周知し、議会の透明性と議会活動の活性化を図るため、広報編集特別委員会を設置しようとするものであります。以下、規定のとおりです。以上です。

○議長（安井信之君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第3号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号広報編集特別委員会の設置については原案どおり可決されました。

それでは、ただいま設置されました広報編集特別委員会の委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思います。委員の選任については、各常任委員会からそれぞれ3名で、その中には副議長を含むということでお願いします。

各常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会が議員控室、教育民生常任委員会は委員会室でお願いします。

なお、各常任委員会の委員長は、特別委員会の委員がそれぞれ決まりましたら、お手数ですが、事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれの委員会に分かれて選考していただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時27分

○議長（安井信之君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長か

ら報告させます。

○議会事務局長（平野明子君） それでは、ご報告いたします。

広報編集特別委員会の委員でありますが、総務建設常任委員会からは羽田満議員、田中秀典議員、高橋宏明議員が、あと教育民生常任委員会からは松田知巳議員、中島崇策議員、内田泰斗議員と、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（安井信之君） お諮りします。

広報編集特別委員会の委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあったとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、広報編集特別委員会の委員には、ただいま事務局長から報告のあった者を選任することに決定されました。

度々休憩を取って申し訳ありませんが、暫時休憩します。休憩中に、ただいま決まりました広報編集特別委員会の委員の皆様は、恐れ入りますが正副委員長の互選をお願いいたします。開催場所は委員会室でお願いしたいと思います。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、事務局長までご報告お願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時29分

再開 午後 1 時32分

○議長（安井信之君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に広報編集特別委員会を開催し、正副委員長が互選されましたので、事務局長から報告させます。事務局長。

○議会事務局長（平野明子君） それでは、ご報告いたします。

広報編集特別委員会の委員長に羽田満議員、副委員長に内田泰斗議員と、以上のように決定されましたことをご報告申し上げます。

○議長（安井信之君） ここで、追加議事日程をお配りする間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時32分

再開 午後 1 時34分

○議長（安井信之君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、お手元に配付しました追加議事日程のとおり本日の日程に追加し、これを議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 3 0 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 1 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 3 2 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（安井信之君） 次、日程第30から日程第32、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、日程第30から日程第32を一括議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び広報編集特別委員長から、各委員会において調査の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安井信之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で本臨時会の全日程を終了いたしますので、会議を閉じます。

これをもちまして令和 8 年第 2 回小豆島町議会臨時議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1 時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和    年    月    日

小豆島町議会臨時議長

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員